

事務事業名	児童手当給付事業				担当	健康福祉部 こども家庭課 子育て支援係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	2	子育て支援の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	児童手当法・真岡市児童手当事務取扱規則					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和46 年度～）			
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	2児童福祉費	2児童措置費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	児童を養育している者に児童手当を支給することで、家庭における生活の安定に寄するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。 [支給対象]15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に支給（所得制限）有 [支給額（月額）]3歳未満：15,000円 3歳以上小学校修了前：10,000円（第3子以降15,000円） 中学校修了前：10,000円、所得制限超過者5,000円（特別給付） [支払時期]原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 30年度実績 出生・転入等により認定請求書提出（受給資格者） 審査（市） 認定又は却下処理 認定者へ手当の支給（10月・2月・6月） 手当の支給各種届の提出（受給者） 受付（市） 現況届の認定請求書等送付（市） 認定請求書等提出（受給者） 審査（市） 認定又は却下処理 認定者へ手当の支給 31年度計画 平成30年度と同様	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移 <table><tr><th>名称</th><th>単位</th><th>27年度(実績)</th><th>28年度(実績)</th><th>29年度(実績)</th><th>30年度(実績)</th><th>31年度(見込)</th></tr><tr><td>ア 受給世帯数</td><td>世帯</td><td>6,748</td><td>6,654</td><td>6,545</td><td>6,448</td><td>6,500</td></tr><tr><td>イ 支給額</td><td>千円</td><td>1,467,205</td><td>1,446,730</td><td>1,419,615</td><td>1,395,600</td><td>1,410,500</td></tr><tr><td>ウ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>エ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>オ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	ア 受給世帯数	世帯	6,748	6,654	6,545	6,448	6,500	イ 支給額	千円	1,467,205	1,446,730	1,419,615	1,395,600	1,410,500	ウ							エ							オ						
名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)																																					
ア 受給世帯数	世帯	6,748	6,654	6,545	6,448	6,500																																					
イ 支給額	千円	1,467,205	1,446,730	1,419,615	1,395,600	1,410,500																																					
ウ																																											
エ																																											
オ																																											
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 ・支給対象児童...中学校修了前の児童	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移 <table><tr><th>名称</th><th>単位</th><th>27年度(実績)</th><th>28年度(実績)</th><th>29年度(実績)</th><th>30年度(実績)</th><th>31年度(見込)</th></tr><tr><td>ア 対象児童数</td><td>人</td><td>12,181</td><td>12,072</td><td>11,854</td><td>11,682</td><td>11,830</td></tr><tr><td>イ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ウ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>エ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>オ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	ア 対象児童数	人	12,181	12,072	11,854	11,682	11,830	イ							ウ							エ							オ						
名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)																																					
ア 対象児童数	人	12,181	12,072	11,854	11,682	11,830																																					
イ																																											
ウ																																											
エ																																											
オ																																											
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 家庭生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移 <table><tr><th>名称</th><th>単位</th><th>27年度(実績)</th><th>28年度(実績)</th><th>29年度(実績)</th><th>30年度(実績)</th><th>31年度(見込)</th></tr><tr><td>ア 受給児童数</td><td>人</td><td>11,323</td><td>11,199</td><td>10,980</td><td>10,845</td><td>11,717</td></tr><tr><td>イ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ウ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>エ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>オ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	ア 受給児童数	人	11,323	11,199	10,980	10,845	11,717	イ							ウ							エ							オ						
名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)																																					
ア 受給児童数	人	11,323	11,199	10,980	10,845	11,717																																					
イ																																											
ウ																																											
エ																																											
オ																																											
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） ・児童の養育に伴う家計の経済的負担を軽減し、家庭における生活の安定が図られる。 ・児童の健やかな成長が期待できる。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移 <table><tr><th>名称</th><th>単位</th><th>27年度(実績)</th><th>28年度(実績)</th><th>29年度(実績)</th><th>30年度(実績)</th><th>31年度(見込)</th></tr><tr><td>ア 受給により生活の安定が図られた世帯の割合</td><td>%</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td></tr><tr><td>イ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ウ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>エ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>オ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	ア 受給により生活の安定が図られた世帯の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	イ							ウ							エ							オ						
名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)																																					
ア 受給により生活の安定が図られた世帯の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0																																					
イ																																											
ウ																																											
エ																																											
オ																																											

(2) 総事業費の推移			単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	1,019,978	1,012,438	989,004	969,552	996,280
			県支出金	千円	223,475	222,400	215,802	212,233	217,360
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	223,752	211,892	214,809	213,815	217,360
		事業費計 (A)	千円	1,467,205	1,446,730	1,419,615	1,395,600	1,431,000	
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	
		延べ業務時間	時間	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
		人件費計 (B)	千円	5,028	4,984	4,980	5,003	5,003	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	1,472,233	1,451,714	1,424,595	1,400,603	1,436,003	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	国の児童手当制度の制定（昭和46年5月）に伴い、開始する。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	児童手当制度は、当初、児童を3人以上養育する家庭に支給することとされていたが、昭和61年6月から第2子以上に拡大、平成4年1月からは第1子からに拡大された。支給額についても段階的に改善が行われ、当初は3,000円であったものが、昭和50年に5,000円、平成4年1月からは第3子以降1人につき10,000円とされた。 その後、少子化の急速な進进行を踏まえ平成12年6月、支給対象児童を、従来の3歳未満から義務教育就学前まで拡大、平成16年6月からは小学校3年生まで、平成18年4月からは小学校6年生までに拡大された。平成19年4月分からは、3歳未満の児童手当の額が、第1子・第2子について倍増され、出産順位にかかわらず一律月額10,000円になった。 平成22年4月より、子ども手当制度の開始により児童手当としては支給されなくなった。 平成24年4月の法改正により児童手当の支給が再開。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	手当の支給により家計の経済的負担が軽減され、家庭における生活の安定が図られるとの声がある。